

【重要】

中華人民共和国駐日本国大使館及び総領事館における公証発行等業務停止について

明 治 大 学
国際教育事務室

中華人民共和国駐日本国大使館及び総領事館は、2012年8月1日より、中国国内で発行された卒業証書及び成績表等の文書のコピーと原文一致、翻訳文と原文一致の公証を発行しないとする案内を行いました。

今後、中国国内で発行された卒業証書及び成績表等の公証・認証手続きは、中国国内の教育部学歴認証センター（北京市）または各地方の公証処（各地方の司法局に認定された機関）において、行われることとなります。また、教育部学歴認証センターは、郵便による海外からの認証手続きの申請も受け付けています。

したがって、日本国内において留学生入試の出願手続きを行う中国出身の方は、出願書類の準備により多くの時間がかかることが予想されますので、早めに手続きを開始するようにして下さい。

なお、具体的な手続き方法については、以下のホームページを参考にさせていただくとともに、詳細な質問については、中華人民共和国大使館教育処にお問い合わせください。

【ホームページ】

URL : <http://www.chsi.com.cn/> （中国語）

【問い合わせ先】

中華人民共和国大使館教育処

Tel : 03-3643-0305

以 上